

公共
ムニチ

後期中間まとめ

〈議院内閣制〉

行政権は内閣に帰属し、内閣は国会の新任のもとに成り立つという**議院内閣制**が取られている。

○議院内閣制の内容

- 内閣総理大臣は**国会議員から国会の議決で指名**
- 国務大臣は**内閣総理大臣が任命する**が過半数は国会議員
- 内閣は国会に対し連帶して責任を負う
- 衆議院が**内閣不信任**決議 → **衆議院を解散or総辞職**

○内閣の運営

- 内閣総理大臣、国務大臣はいずれも**文民(シビリアン)**でなければいけない。
- **閣議**によって意思決定される、閣議は**全会一致制かつ非公開**
- 国政全般を行う(一部独立した**行政委員会**が担う)

○内閣総辞職の条件

- 任期満了に伴う総選挙後の**臨時国会**が開かれたとき
- 解散による総選挙後の**特別国会**が開かれたとき
- **内閣不信任決議**が出され10日以内に衆議院が解散されたとき
- 内閣総理大臣が欠けたとき

○内閣の権限(重要なものだけ抜粋)

- **天皇の国事行為に対する助言と承認**
- 予算の作成・提出
- **最高裁判所長官の指名**→三権分立

◎内閣総理大臣の権限(重要なものだけ抜粋)

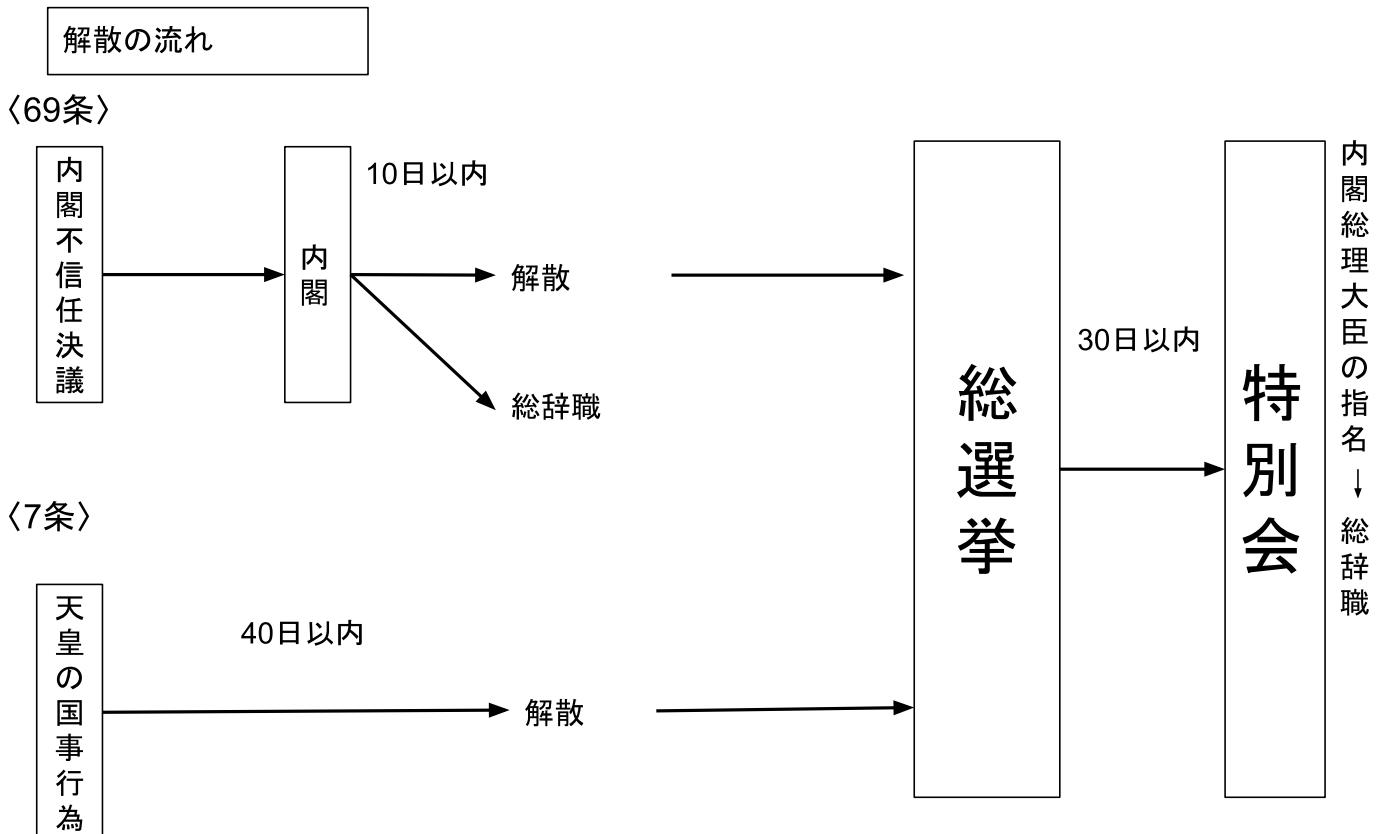
- 国務大臣の任免
- 閣議の主宰
- 行政各部の指揮監督
- 自衛隊の防衛出動・治安出動の命令を出すこと

☆point 衆議院の解散

69条解散	不信任決議
7条解散	内閣の判断

議院内閣制のもとで与党が不信任決議をするかの懸念も(69条)

衆議院の解散は政治に対する国民の信を問う大きな意味を持つ



〈行政権優位と官僚支配〉

◎背景

夜警国家から福祉国家へ→官僚制(ビューロクラシー)が整備された行政国家の登場

◎行政国家の問題点

行政府が立法府に対して優位である←三権分立の均衡が崩れる

- 1.議員立法よりも内閣提出法案が多い
- 2.委任立法(大枠を国会で、細部を行政府に委ねる立法)の増大
- 3.審議の形骸化(官僚が質疑応答のシナリオを作成すること)や
官僚機構の権限の肥大化→官僚支配

これらの官主導への転換は

- 専門知識を持つ官僚の影響力の肥大化
- 癒着などの官僚政治の弊害→天下り(退職した公務員が関連深い民間団体に再就職する慣行)

などの問題点を抱える

◎行政改革

- 行政組織を見直し1府12省庁制へと再編
- 独立行政法人化の推進
- 日本道路公団や郵政事業などの民営化

などで行政制度を改革していく動きが見られる。

◎行政の民主化

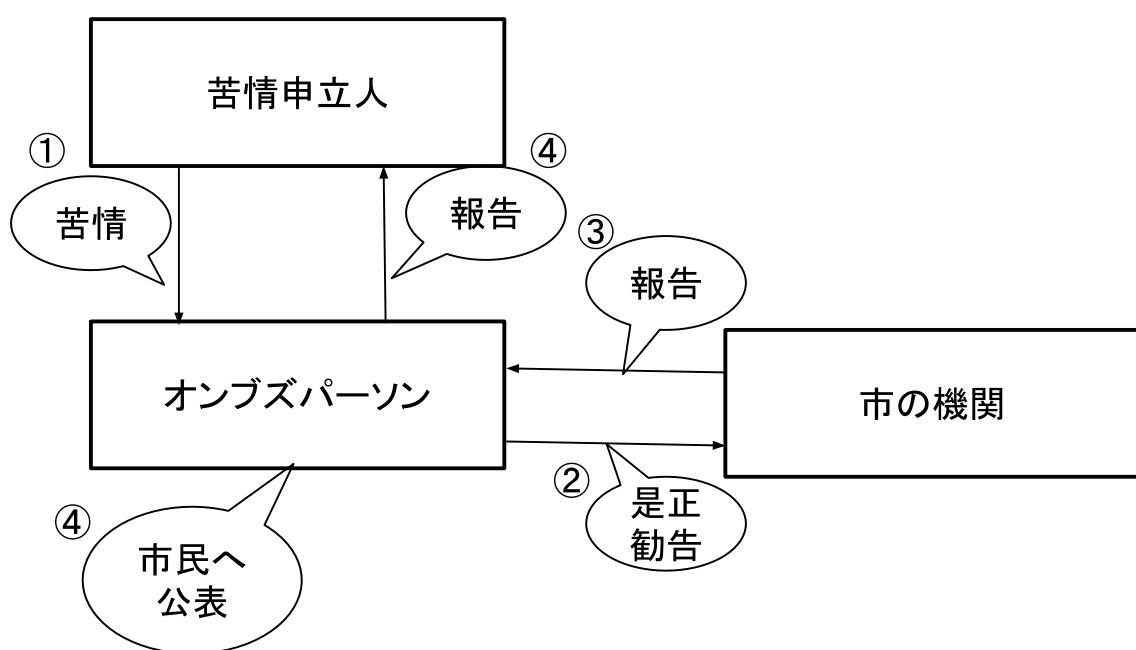
- **行政手続法**：許認可や行政指導(行政が特定の業界に勧告や指導で協力を求め行政目的を実現しようとするもの)を明文化する法律
- **国家公務員倫理法**：接待・贈与の禁止
- **情報公開法**：知る権利を保障する
- **オンブズ・パーソン制度**☆ のちに解説
- **国家公務員制度改革基本法**：公務員の再就職に関して内閣人事局による人事の管理にすることで官僚主導からの転換を図る
- **行政委員会**：内閣から独立した権限を持つ

☆point オンブズ・パーソン制度

行政から独立して権限を行使するオンブズマン(行政監察官)が、行政の活動を調査し是正勧告する制度。

⚠国政では導入されていない

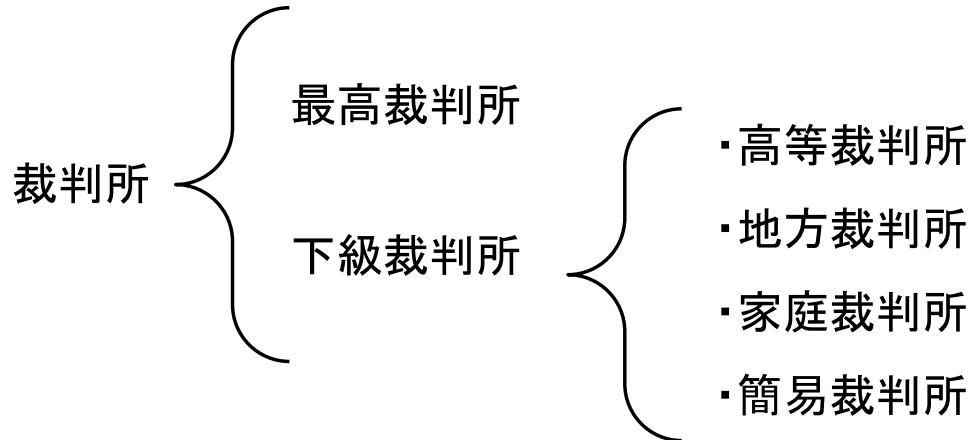
オンブズ・パーソン制度のしくみ



〈人権保障と裁判所〉

司法権は裁判所に属する。

◎裁判所の種類



日本では審理の慎重を期し誤りがないようにするために**三審制**を取りている。裁判は**公開**で行うが公序良俗を害する恐れがある場合は**非公開**、ただし1.基本的人権の問題 2.出版に関すること 3.政治犯罪 の3つの場合については公開しないといけない。

◎司法権の独立

1.司法権の独立

2.特別裁判所の設置の禁止

3.行政機関による終審としての裁判を禁止

4.規定制定権：最高裁判所は国会の干渉を受けずに裁判所の内部規定を定める事ができる

◎裁判官の独立

- 1.憲法76条 「すべて裁判官はその**良心**に従い独立してその職権を行い、この**憲法および法律のみに拘束される**」
- 2.裁判官は罷免する場合が限定されている
↳(心身の故障,弾劾裁判,国民審査)でのみ罷免される

◎違憲審査権

すべての裁判所は違憲審査権を持ち、最高裁判所がその最終判断を下す。→最高裁判所：憲法の番人
しかし…高度に政治的な判断が必要な事柄は違憲審査の対象外
→統治行為論

◎司法制度改革

1.裁判員裁判

重大事件(殺人,傷害致死など死刑,無期懲役になりうる犯罪)の**第一審**で国民から**無作為**に選ばれる裁判員が裁判官とともに裁判を行う

2.検察審査会

有権者の中から”くじ”で選ばれた審査委員によって検察官の不起訴処分の当否を審査する

〈地方自治〉

わたしたちの暮らしの多くは各地域で行われているため地域のサービスが不可欠である。

地域の運営を地域の住民や公共団体が行うために作られたのが地方自治の制度である

◎地方自治の本旨

地方自治は本旨には団体自治と住民自治がある。

● **団体自治**

地方公共団体の期間が国から独立して地方の運営を行うこと(条例など)

● **住民自治**

住民の意志と責任において地方公共団体の政治が行われること(直接請求など)

ブライス：「地方自治は**民主主義の(最良の)学校である**」

◎地方自治の仕組み

地方自治法にすべて定められている。

機関として

- 議会：条例の制定、予算、地方税を定める
- 首長：公共事業、福祉など行政を担当
- 行政委員会：教育や選挙など事務を行う(教育委員会など)
があり、議会と首長を選ぶ二元代表制を取っている。

◎議会と首長の関係

首長

- 1.住民による**直接選挙**
- 2.議会の決議に対し理由をつけて再議を要求できる(**拒否権**)
- 3.しかし再議に付されても出席議員の三分の二以上の賛成で再可決すると成立

議会

- 1.首長に対して**不信任決議権**をもつ
- 2.議会が不信任決議を可決した場合は首長は10日以内に議会を解散しない限り失職する

◎直接請求権

地方自治では直接民主制が直接請求権として大幅に取り入れられている

- 直接請求の例

請求事項	署名数	提出先	提出後の扱い
条例の制定・改廃請求 (イニシアティブ)	有権者の 50分の1 以上	首長	首長が議会にかけ表決
監査請求		監査委員	監査し報告
首長の解職請求 (リコール)	有権者の 3分の1 以上	選挙管理委員	住民投票で過半数の賛成で失職
議会の解散請求 (リコール)		選挙管理委員	住民投票で過半数の賛成で解散
副知事・役員などの解職請求		首長	議会の3分の2以上の出席、4分の3以上の賛成で解職

◎住民投票

1.地方特別法の住民投票

その地域でしか適用されない地方特別法を制定する際に、国会の議決だけでなくその自治体の同意を得るための住民投票
レファレンダムという。法的拘束力あり

2.地方自治体の住民投票条例に基づく住民投票

自治体ごとに住民投票条例を制定し、その条例に基づいてある制作の是非を問う

法的拘束力なし

◎地方分権改革

中央集権的→地方分権へ

上下関係でなく対等・協力の関係

地方分権推進法→**地方分権一括法**が制定

◎事務の再編

機関委任事務(国の指揮監督のもとに国の機関として行うもの)が廃止され

自治事務と法廷受託事務に再編

・**自治事務**

地域の特性に応じて地方公共団体の裁量で行える事務

・**法定受託事務**

地方公共団体に、国などが受託した事務で、本来は勅位が行うべき事務やその事務処理の適正さを国が確保しなければならない事務のこと

◎地方分権一括法による改善

- 地方公共団体の裁量で行える自治事務の拡大
- 事務行為に関して議会が関与できるようになり、法令に違反しない限り条例制定権が付与された。
- 地方公共団体の事務への国の関与に不服がある場合国地方係争処理委員会に審査の申し出ができるようになった。

◎財政面での改革

地方公共団体の財源は国に依存する状態が続いている

→四割自治

1. **自主財源**：地方税

2. **依存財源**

・**地方交付税交付金**

地方財政力格差の是正を図るもの

国が国税から配分。**使い道は自由**

・**国庫支出金**

国が配分。**使い道が特定**されているもの

・**地方債**

特定の事業のために地方が債権を発行して行う借金

使い道が特定されている

3. 財政面での改革

- ・ 地方再発行の要件の緩和：従来国または都道府県の許可が必要であったが、事前に協議すれば発行できることになった。
- ・ 課税自主権の拡大

・三位一体の改革

小泉内閣で打ち出された以下の3つをセットで進める改革

1.地方交付税交付金の見直し

2.国庫支出金の削減

3.国から地方への税源移譲

→国の財政改革のためであったため地方財政が圧迫された

→財政再建団体も出てきた。(夕張市)

自治体の行財政力強化のため市町村合併特例法による財政支援

などが行われ合併が推進されてきた。→**平成の大合併**

〈選挙と政党〉

◎選挙の基本原則

民主的な選挙を実現するための原則

- **普通選挙**：一定の年齢に達した国民に参政権を認める
- **平等選挙**：投票の価値に差を設けない
- **秘密選挙**：投票の自由を保障する
- ・ 主な選挙制度の特徴

	長所	短所
大選挙区	①少数意見の反映 ②死票が少ない ③広い範囲から代表選出が可能	①小党分立による政治の不安定を招きやすい ②多額の選挙費用が必要 ③有権者と候補者との関係が希薄
中選挙区	①大選挙区制の一種で小選挙区制と大選挙区制の両者の長所をもつといわれる	①同一政党内の派閥争いを発生させやすい
小選挙区	①有権者が候補者をよく知ることができる ②選挙費用が少額で済む ③一般に二大政党型の安定政治が可能	①死票が多く大政党に有利 ②買収、供應などの不正がおこなわれやすい ③地域的な利害にとらわれやすい
比例代表	①死票が少ない ②得票数に応じた公平な議席配分が可能	①小党分立による政治の不安定を招きやすい

◎日本の選挙制度

公職選挙法に基づいて運営されている

- ・衆議院の選挙制度

1.小選挙区から289名、比例代表から176名の計465名が選出さ

れる**小選挙区比例代表並立制**

2.比例代表選挙は**拘束名簿式比例代表制**を採用し、あらかじめ政党が選挙管理委員会に提出した名簿順に従って当選者が決まる

3.小選挙区と比例代表区は**重複立候補が可能**

小選挙区で落選しても比例代表での当選があり得る。重複立候補者同士の場合、名簿順位を同一にしておき**惜敗率**で順位を決めることもできる

(惜敗率=候補者の得票数/当選者の得票数×100)

- ・参議院の選挙制度

1.選挙区制148名と比例代表制100名、3年毎に半数を改選する

2.比例代表は**非拘束名簿式**

3.重複立候補はできない。

ただし、拘束名簿式を活用するか決められる**特定枠**が導入された。

☆point 比例代表の獲得議席の分配(ドント式)

ドント方式の考え方の例 (定数6の場合)

政党名	A党	B党	C党
総得票数	180	100	55
1で割る	180 ①	100 ②	55 ⑤
2で割る	90 ③	50 ⑥	27.5
3で割る	60 ④	33.3…	18.3…
4で割る	45	25	13.7…
5で割る	36	20	11
当選者数	3人	2人	1人

● 内は定数6に対しての順位

◎選挙活動の制限

- 署名活動の禁止：投票獲得ための署名活動を禁止
- はがき, ビラ, ポスターの配布枚数などを制限
 - ↳ 法律の改正で間にゲストの配布が国政, 首長選挙で可能
- **連座制**：法律で定められた連座対象者が選挙違反で有罪になった場合には、候補者の違反の有無に関係なく当選が無効
- 法の改正でインターネットをつかった選挙運動が解禁
- 立候補の際の供託金がかかり、その他選挙活動にも膨大な費用がかかる
 - ↳ **世襲議員**、汚職の原因にもなる。

◎投票に関する制度

- 投票時間：7:00~22:00
- **期日前投票制度**：投票日に投票できない場合、公示日または翌日から投票日の前日までの間投票所において投票できる
- **不在者投票制度**：出張や入院など投票所に行けない人が投票できるようにする制度
- **在外投票制度**：両議院の選挙区、比例代表において外国に在留する日本人の海外からの投票が可能になった。
- 地方選挙における電子投票の導入：あまり進んでいない

在日外国人に地方参政権を与えるのは**禁止されていない**が、
在日外国人に地方参政権がないことは**違憲ではない**

◎政党政治

- ・政党政：政党を中心として議会で多数を占めた政党によって行われる政治

議会で多数を占めた政党が与党として政権を担当、その他の党が野党となり与野党の討議により進められる。

- ・政党政治の形態

	長所	短所	代表国
二大政党制	<ul style="list-style-type: none"> ・政権が安定しやすい ・政権交代が容易 ・選挙の際選択が簡単 	<ul style="list-style-type: none"> ・単独政権となり多数党が暴走しやすい ・少数意見が切り捨てられやすい 	アメリカ イギリス
多党制	<ul style="list-style-type: none"> ・国民の多様な違憲を比較的忠実に政治に反映できる ・少数意見を反映しやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・連立政権となるので政権が不安定 ・政治上の責任が不明確 	フランス イタリア スウェーデン
一党制	<ul style="list-style-type: none"> ・政局が安定し、長期化 ・強力な政策の実現が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・民主的な政権交代が不可能 ・人権や世論無視の政治になりやすい。 	旧ソ連 中国 北朝鮮

◎日本の政党政治

1. 戦前の政党

- ・**自由民権運動**が高まる中、国会開設を目指し政党活動が本格化 → **自由党:板垣退助、立憲改進党:大隈重信**
- ・1880年に国会が解説、立憲政友会と憲政会の二大政党制本格的な政党内閣は政友会の原敬内閣
- ・5.15事件のあと軍部が実権を握り大政翼賛会が成立

2. 戦後の政党

- ・戦後55年体制について

WWⅡ終戦直後、軍閥系政治家の公職追放

↓

公職追放の解除、共産党員を公職から追放(レッドページ)
日本国憲法を目指す動き、自主憲法・独自の軍隊・天皇元首化

↓

この動きを逆コースと革新系政党は非難

↓

1955年に分裂中の社会党が再合：日本社会党誕生
保守合同：自由民主党誕生
→ **自民党と社会党による二大政党制=55年体制が始まる**

- ・1960年代に野党が多党化
公明党、民社党、社会民主連合は中道政党
- ・55年体制のもとでの連立政権

→自由民主党の一党優位の政治体制

- 1993年

自民党の党内の分裂によって総選挙

↓

新党ブーム、細川連立内閣(8党連立)

↓

自民党の一党支配は終わり**55年体制は終了**

- 1994年日本社会党が村山内閣で自民党は連立という形で与党復帰、その後自民党政権が続くが、

→2009年総選挙で民主党が大勝し鳩山連立内閣成立

- 連立の形で民主党政権が続いた。

2012年に自民党政権が復活し公明党と連立政権を組んだ。

3.日本の政党政治の問題点

- 党員が少ない→組織力が弱い→後援会や圧力団体に依存
- 無党派層の増加
- 政治資金のあり方、"金権政治"という批判が
↳政治資金規正法・政党助成法の改正、制定
- 世襲議員の存在
- 党議拘束：党員に党の方針通りの投票を強制

〈政治参加と世論〉

◎利益集団

1. **利益集団**：特定の利益を実現するための組織

→ 日常的に行政に影響を与える活動をするので**圧力団体**とも
言う

- ・ 圧力団体の多くは経済的利益を追求している
- ・ アメリカには圧力団体の代理人として**ロビイスト**が存在し
法律で活動が制限

→ 日本では企業・団体から支援を受け特定の政策に影響を与える
族議員が存在する

2. 大衆運動：社会や政治に訴える運動

→ 労働運動、環境運動など

◎情報化時代

1. **世論**とは公共の問題に関し社会で影響力を持つ意見のこと

2. 大衆主義

- ・ **大衆民主主義**(マス・デモクラシー)

→ 大衆が主権者として政治参加することを保障

- ・ **大衆迎合主義**(ポピュリズム)

→ 大衆の利益や願望を考慮して大衆の指示のもとに行う政治

3.マスメディアは大きな影響力を与えるので三権に加え**第四の権力**とも呼ばれる

4.マスメディアの問題点

- マスメディアの情報操作による**世論操作**

→事実の歪曲・虚偽報道、都合の良い報道

- **商業主義**(コマーシャリズム)

→スポンサーの意向により報道が歪められる

- **ステレオタイプ**の危険

→マスコミの上方を一方的に信じることで特定の国、民族出来事について固定化されたイメージによる偏見、行動が助長されるおそれ

- **アナウンスメント効果**

→マスメディアの選挙予測報道が、投票結果に影響を与える

5.解決に向けて

政治的無関心の克服が重要

- **NPO法**が成立

→営利を目的とせず公益の実現を目指し活動する団体を認めその活動を支援することを目的とした法律

- **ガバナンス**

→政府と認定団体の協力によって公共政策を作り実施する営みをガバナンスという